

臨海部レガシースポーツイベント実行委員会（第3回）

日時：令和4年8月26日（金）
午後2時30分から午後3時30分まで
場所：オンライン

議事次第

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) イベント準備進捗状況について
- 3 審議事項
 - (1) 会則の改定について
 - (2) 9月契約予定案件について
- 4 その他（今後のスケジュール）
- 5 閉会

臨海部レガシースポーツイベント実行委員会会則

制定 2022年9月1日

(名称)

第1条 本会は、臨海部レガシースポーツイベント実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(設置目的)

第2条 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)のレガシーを活用した更なるスポーツ振興、東京の魅力発信及び地域振興に向けた、臨海部レガシースポーツイベント事業の実施を目的とする。

(業務内容)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 実行委員会事業の企画に関すること。
- (2) 実行委員会事業の実施に関すること。
- (3) その他、実行委員会の運営に必要なこと。

(構成)

第4条 実行委員会の委員は、別表1のとおり実行委員会の趣旨に賛同した団体及び関係者をもって構成する。

(組織)

第5条 実行委員会の委員は別表1に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(役員)

第6条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 監事 2名
- 2 委員長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員職務)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、業務を統括する。

- 2 委員長に事故等があるときは、委員長代行を互選し、職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の経理及び業務執行の状況を監査し、必要に応じ、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、第13条の規定により実行委員会が解散するまでとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(会議)

第9条 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。ただし、委員の要請があった場合には、その都度開催する。

- 2 委員は会議に出席し、事業実施に必要な計画の審議等を行う。
- 3 実行委員会は、委員の過半数の出席が無ければ会議を開会することができない。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された議事について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。
- 4 実行委員会に関する重要事項は、会議で協議し、出席委員の過半数の同意の上決定する。
- 5 第3項及び前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、書面又は電磁的記録により可否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係又は専門的知識を有する者等を実行委員会に出席させ、その意見を徴することができる。
- 7 会議は原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(研修)

第10条 実行委員会は、外部講師を招いた研修や講演等を実施することができる。

(守秘義務)

第11条 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報（実行委員会の資料の内容のほか、実行委員会における議事内容等を含む。）について、その秘密を保持しなければならないが、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

(議事及び資料の公開)

第12条 実行委員会の議事内容及び資料の取扱いは、関係法令に則り、適切に対応す

る。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名及び事務局次長2名を置き、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局長は、事務局業務を管理する。

4 事務局次長は、会長の職務を補佐する。

また、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。

5 事務局は、東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部国際大会課に置く。

6 事務局及び職員に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(謝金の支払い)

第14条 事務局は、実行委員会の委員、監事及び第9条第6項に定める者であって実行委員会に出席した者に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、生活文化スポーツ局各種委員会等委員謝礼基準に準じて支払う。

2 事務局は、事務局からの依頼に応じて打合せ等に参加した委員及び監事に対し、参加に要した交通実費を支払うことができる。なお、打合せが2時間を超えた場合には、第1項に定める委員謝礼基準に準じて謝金を支払うことができる。

3 事務局は、第10条に定める研修の講師を務める者に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、総務局の定める外部講師謝金支払基準に準じて支払う。

(解散)

第15条 実行委員会は、第2条の目的を達したときは、解散する。

(経費)

第16条 実行委員会の事業遂行に関する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 運営経費の取扱いに関しては、別途定めるものとする。

(事務規定等)

第17条 実行委員会に関わる事務取扱規程は別途定めるものとする。

(会計年度)

第18条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納の閉鎖)

第19条 実行委員会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(補則)

第20条 本会則に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

この会則は、令和4年3月11日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年9月1日から施行する。

9月契約予定案件について

1 案件

(1) レガシースポーツイベント実施運営補助業務委託

ア 目的

GRAND CYCLE TOKYO におけるレインボーライドイベント開催に向けて、関係機関協議により、安全対策強化が必要になり、これに伴う調達及び実施等の業務を行うことを目的とする。

イ 業務内容

(ア) 安全対策等の資機材等の調達

警視庁など関係機関協議により、安全対策強化が必要になったため、鉄柵などの資機材や資機材設置撤去用スタッフ、コース上安全管理誘導員の追加調達等を行う。

(イ) 安全対策等の追加対策の実施

(ア) に基づきイベント運営に必要な安全対策の実施

ウ 契約方法

特命随意契約方式

エ 受注者

株式会社電通スポーツパートナーズ、EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 共同事業体

(2) 「臨海部レガシースポーツイベント」開催に伴う首都高速 11 号台場線交通対策施設設置等業務委託

ア 目的

GRAND CYCLE TOKYO におけるレインボーライドイベント開催に向けて、イベント当日の首都高速 11 号台場線における交通対策施設設置等業務を行うことを目的とする。

イ 業務内容

(ア) 交通規制図作成

(イ) 中央開口部ワイヤー撤去及び復旧

(ウ) 11 号台場線交通対策施設設置及び撤去

(エ) 台場入路に係る交通対策施設設置及び撤去

ウ 契約方法

特命随意契約方式

エ 受注者

首都高メンテナンス東東京株式会社

- (3) 「臨海部レガシースポーツイベント」開催に伴う首都高速 11 号台場線広報予告看板等設置等業務委託

ア 目的

GRAND CYCLE TOKYO におけるレインボーライドイベント開催に向けて、イベントの事前から当日にかけて首都高速 11 号台場線における交通規制に係る広報予告看板、横断幕等の設置及び撤去等の業務を行うことを目的とする。

イ 業務内容

- (ア) 広報予告看板及び横断幕の作成
- (イ) 広報予告看板・横断幕の設置及び撤去
- (ウ) 広報LED車両の設置

ウ 契約方法

特命随意契約方式

エ 受注者

日栄興業株式会社東京支店

2 契約までのスケジュール (予定)

8月	26日(金)	第3回実行委員会 第2回発注前審査委員会 第2回業者等選定委員会
9月上旬		契約締結